

事務連絡

平成31年3月27日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省老健局老人保健課

平成30年7月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

平成30年7月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、「平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（平成30年10月31日厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）において、平成31年3月31日までの取扱いとすることを示していたところであるが、同年4月1日以降の取扱いは、下記のとおりとするので、貴管下の関係団体、現に特例措置を利用している保険医療機関等に周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

また、今後、特例措置の必要性を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関への資料提出依頼、訪問調査等を行うことを予定しており、詳細については追って連絡することとしているので、その際には別途対応をよろしくお願いしたい。

なお、「平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（平成30年10月31日厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）は平成31年3月31日限り廃止する。

記

- 1 平成30年7月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、被災の影響により施設基準等を満たせなくなった場合の利用を原則とするものである。

よって、地方厚生（支）局に届出の際、特例措置の利用が被災の影響によるもの

であると認められない場合、特例措置を利用すれば新たな施設基準等を満たすことができる場合又は特例措置を利用しなくても施設基準等を満たすことができている場合においては、届出を認めないものとする。

- 2 保険医療機関においては、現に利用している特例措置についてのみ継続の届出を行うことができる。特例措置の利用を継続する場合、平成 31 年 4 月 26 日までに、別添の「平成 30 年 7 月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」(以下「届出様式」という。)により地方厚生(支)局に届出を行い、当該届出が認められた場合は、2019 年 9 月 30 日まで、当該特例措置の利用を継続することができる。

ただし、今後、被災者や被災医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には別途対応を検討することとしており、被災者や被災医療機関等の状況に変化があった場合は、その旨を地方厚生(支)局に申し出ること。

なお、届出にあたって届出様式とあわせて提出する資料については、「平成 30 年 7 月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置の概要」(別添)に記載しているので、それに沿って対応すること。

- 3 上記の取扱いについては、平成 30 年 7 月豪雨による被災に伴う医療提供体制の状況等に鑑み特例的に行う措置であり、保険医療機関等において、特例措置を利用する際には、職員の勤務状況、健康状態等に配慮するようお願いする。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746

(別添)

平成30年7月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置の概要

(該当する通知等の詳細は、※を参照ください。なお、特例措置は現に利用している保険医療機関のみが継続利用可能です。)

特例措置の概要		提出が必要な資料	
1	仮設の建物による保険診療等	<p>保険医療機関の建物が浸水等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関として保険診療等を実施できることとする。(平成30年7月9日付け事務連絡)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1 全半壊等であることが分かる資料
2	定数超過入院	<p>医療法上の許可病床数を超えて患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(平成30年7月9日付け事務連絡)</p>	<p>別紙1、2(有床診療所は別紙1、4)</p>
3	月平均夜勤時間数(被災者受入の場合)	<p>被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成30年7月9日付け事務連絡)</p>	<p>別紙1、2、10、11(有床診療所は別紙1、4、10の2、11)</p>
4	月平均夜勤時間数(被災地派遣の場合)	<p>被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員数が不足したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成30年7月9日付け事務連絡)</p>	<p>別紙1、2、10、11(有床診療所は別紙4、10の2、11)</p>
5	看護配置(被災者受入の場合)	<p>被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成30年7月9日付け事務連絡)</p>	<p>別紙1、2、10、11(有床診療所は別紙1、4、10の2、11)</p>
6	看護配置(被災地派遣の場合)	<p>被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成30年7月9日付け事務連絡)</p>	<p>別紙1、2、10、11(有床診療所は別紙1、4、10の2、11)</p>
7	病棟以外への入院	<p>被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院するべき病棟の入院基本料を算定する。(平成30年7月9日付け事務連絡)</p>	<p>別紙1、2、5(有床診療所は別紙1、4、5)</p>
8	他の病棟への入院(被災地)	<p>被災地及び被災地以外の保険医療機関において、医療法上本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料の算定を可能とする。(平成30年7月9日付け事務連絡)</p>	<p>別紙1、2、5(有床診療所は別紙1、4、5)</p>
9	平均在院日数	<p>被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。(平成30年7月9日付け事務連絡)</p>	<p>別紙1、2(有床診療所は別紙1、4)</p>
10	平均在院日数	<p>被災地以外の保険医療機関において、被災地の医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。(平成30年7月9日付け事務連絡)</p>	<p>別紙1、2(有床診療所は別紙1、4)</p>

紙1、4)		
11	特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる。(平成30年7月9日付け事務連絡)
12	転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。(平成30年7月9日付け事務連絡)
13	透視に関する他医療機関受診	被災地及び被災地以外の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合や、被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、透析を目的とした他医療機関受診の際の入院料の控除を行わない。(平成30年7月9日付け事務連絡)
14	平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2又は3の患者割合	被災前に施設基準を満たしていた被災地の保険医療機関及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により患者を入院させたことにより、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2・3の患者割合を満たさなくなった場合についても、当面、変更の届出を不要とする。(平成30年7月9日付け事務連絡)

上記 () 内は特例措置に係る以下の事務連絡を指すものです。

- ・「平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」(平成30年7月9日付)

なお、事務連絡の詳細については、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

厚生労働省HP → 政策について → 分野別の政策一覧 → 他分野の取り組み → 災害 → 平成30年7月豪雨について【通知・事務連絡等】
<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000331838.pdf>

平成30年7月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書(平成31年__月__日現在)

厚生(支)局長 殿

※受付番号 _____

利用する特例措置 ※別添「特例措置の概要」 の番号を記載すること	番号: _____ 2を利用する場合は、「別紙2」(有床診療所は「別紙4」)を添付し、以下について記載 ・被災当時より現在も入院中の被災患者数: _____人 ・被災患者を受け入れている病床数: _____床
	12を利用する場合は、その入院日(※複数名いる場合は、すべての者の入院日を記載) 平成 年 月 日
利用開始日	平成 年 月 日
平成31年__月時点で特例措置を利用する理由 ※該当するものに○(複数回答可) ※その他の場合は詳細に理由を記載すること	1 医師や看護師の確保が困難であり、不足しているため
	2 転院する施設に申し込んでいるが、後方病床が不足しており、患者の転院が困難であるため
	3 入所する施設に申し込んでいるが、受入体制が整っていないことにより、患者の退院が困難であるため
	4 転院・入所する施設が見つかっていないことにより、患者の退院が困難であるため
	5 自宅の倒壊や家族等の受入体制が整っていないことにより、患者の退院が困難であるため
	6 その他(_____)
特例措置の利用を継続する必要性、今後の見通し(被災の影響等について詳細に記載すること)	

(医療機関・薬局名)

(所在地)

(担当者)

(連絡先)

※1 本様式の書式は変えないこと。

※2 受付番号については、記載しないこと(地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。)

※3 所在地は市町村名まで記載すること。

※4 実績については、届出を行う月の前月の実績を記載すること。

※5 記載事項について問い合わせる場合もあるので、なるべく詳細に記載すること。

平成30年7月豪雨による被災に伴う保険診療の取扱いの利用状況に係る報告書(平成31年 月 日現在)

厚生(支)局長 殿

※受付番号 _____

利用している特例措置 ※別添「特例措置の概要」 の番号を記載すること	番号: _____
	2又は5を利用している場合は、以下について記載 ・被災後1年間の被災患者受け入れ人数: _____人 (上記患者で現在も入院中の患者数: _____人) ・被災患者を受け入れている病棟の直近1年間の退院患者数(_____人) 病床数(_____床)
	3～6を利用している場合であって、前回の報告から現在までに月平均夜勤時間数又は、看護要員の比率が1割を超えた一時的な変動があった場合、その期間及び状況について記載 (_____)
	12を利用している場合は、その入院日(※複数名いる場合は、すべての者の入院日を記載) 平成 _____年 _____月 _____日
・平成31年 月 日以降も特例措置の利用を継続する必要性の有無とその理由 ・特例状態からの解消に向けた取組 *いずれも詳細に記載すること。	・平成31年 月 日以降も特例措置の利用を継続する必要性(あり ・ なし) (理由については、被災の影響等について詳細に記載すること。また、複数利用している場合は措置ごとに記載)

(医療機関名) _____ (所在地) _____

(担当者) _____ (連絡先) _____

- ※1 本様式の書式は変えないこと。
- ※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。
- ※3 所在地は市町村名まで記載すること。
- ※4 記載事項について問い合わせる場合もあるので、なるべく詳細に記載すること。

他病棟への入院等の状況について(平成31年__月__日時点)

※受付番号

他病棟に入院している患者について、入院基本料又は特定入院料を算定しているものについて、設問①～④について記載すること。
※記載欄が不足する場合には、本用紙をコピーして記載すること。

①他病棟に入院している患者数		()名	
②各々の患者について、 他病棟に入院している理由 ※イの「その他」の場合には、詳細に理由を 記載すること。	患者A	ア. 入院可能な 病床の不足	イ. その他()
	患者B	ア. 入院可能な 病床の不足	イ. その他()
	患者C	ア. 入院可能な 病床の不足	イ. その他()
	患者D	ア. 入院可能な 病床の不足	イ. その他()
	患者E	ア. 入院可能な 病床の不足	イ. その他()
	患者F	ア. 入院可能な 病床の不足	イ. その他()
③各々の患者について、 入院している病棟を記載し、入院基本料又は 特定入院料のいずれを算定しているか、 該当するものに丸を付すこと。	患者A	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者B	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者C	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者D	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者E	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者F	病棟	入院基本料 特定入院料
④各々の患者について、 本来入院すべき病棟と、現在入院している病棟 からその病棟への移動の目的を記載すること。 目的がない場合は、その理由を詳細に 記載すること。	患者A	病棟:	
	患者B	病棟:	
	患者C	病棟:	
	患者D	病棟:	
	患者E	病棟:	
	患者F	病棟:	

(医療機関名)

(所在地)

(担当者)

(連絡先)

※1 本様式の書式は変えないこと。
 ※2 受付番号については、記載しないこと。
 ※3 所在地は市町村名まで記載すること。

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

保険医療機関名 _____

届出入院料等（届出区分） _____

本届出の病棟数 _____ ※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）

本届出の病床数 _____ ※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）

○急性期看護補助体制加算の届出区分（該当に○）

25 対 1（看護補助者 5 割以上） ・ 25 対 1（看護補助者 5 割未満） ・ 50 対 1 ・ 75 対 1 ・ 無
夜間 30 対 1 ・ 夜間 50 対 1 ・ 夜間 100 対 1 ・ 無

○看護職員夜間配置加算の届出区分（該当に○）

12 対 1 配置加算 1 ・ 12 対 1 配置加算 2 ・ 16 対 1 配置加算 ・ 無

○看護配置加算の有無（該当に○） 有 ・ 無

○看護補助加算の届出区分（該当に○）

1 ・ 2 ・ 3 ・ 無

夜間 75 対 1 看護補助加算の有無（該当に○） 有 ・ 無

○1日平均入院患者数〔A〕 _____ 人（算出期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

※小数点以下切り上げ

① 月平均1日当たり看護配置数 _____ 人 [C / (日数 × 8)]

（参考）1日看護配置数（必要数）： = [(A / 届出区分の数) × 3] ※小数点以下切り上げ

② 看護職員中の看護師の比率 _____ % [月平均1日当たり看護配置数のうちの看護師数 / 1日看護配置数]

③ 平均在院日数 _____ 日（算出期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

※小数点以下切り上げ

④ 夜勤時間帯（16時間） _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分

⑤ 月平均夜勤時間数 _____ 時間 [(D - E) / B] ※小数点第2位以下切り捨て

⑥ 月平均1日当たり看護補助者配置数 _____ 人

うち、月平均1日当たり看護補助者夜間配置数 _____ 人

（夜間急性期看護補助体制加算・夜間 75 対 1 看護補助加算を届け出る場合に記載）

⑦ 月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数 _____ 人 [F / (日数 × 8)]

（参考）主として事務的業務を行う看護補助者配置数（上限）： = [(A / 200) × 3]

※小数点第3位以下切り捨て

勤務実績表

種別※1	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態※2	看護補助者の業務※3	夜勤の有無		日付別の勤務時間数※6					月延べ勤務時間数	(再掲) 月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数 ※7	
						(該当する一つに○) ※4	夜勤従事者数※5	1日 曜	2日 曜	3日 曜	…	日 曜			
看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務	/	有・無・夜専									
				常勤・短時間・非常勤・兼務	/	有・無・夜専									
准看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務	/	有・無・夜専									
				常勤・短時間・非常勤・兼務	/	有・無・夜専									
看護補助者				常勤・短時間・非常勤・兼務	事務的業務	有・無・夜専									
				常勤・短時間・非常勤・兼務	事務的業務	有・無・夜専									
夜勤従事職員数の計						[B]	月延べ勤務時間数 (上段と中段の計)					[C]	/		
月延べ夜勤時間数						[D-E]	月延べ夜勤時間数 (中段の計)					[D] ※8	[E]		
(再掲) 主として事務的業務を行う看護補助者の月延べ勤務時間数の計												[F] ※9	/		
1日看護配置数 (必要数) ※10	[(A/届出区分の数※11) × 3]					月平均1日当たり看護配置数					[C/(日数 × 8)]				
主として事務的業務を行う看護補助者配置数 (上限)	[(A/200) × 3]					月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数					[F/(日数 × 8)]				

注1) 1日看護配置数 ≤ 月平均1日当たり看護配置数

注2) 主として事務的業務を行う看護補助者配置数 ≥ 月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数

〔急性期看護補助体制加算・看護補助加算等を届け出る場合の看護補助者の算出方法〕

看護補助者のみの月延べ勤務時間数の計 [G]	
みなし看護補助者の月延べ勤務時間数の計 [H]	[C] - [1日看護配置数 × 8 × 日数]
看護補助者のみの月延べ夜勤時間数 [I]	看護補助者(みなしを除く)のみの [D]
1日看護補助配置数 (必要数) ※10 [J]	[(A/届出区分の数※11) × 3]
月平均1日当たり看護補助者配置数 (みなし看護補助者含む)	[G+H / (日数 × 8)]
月平均1日当たり看護補助者配置数 (みなし看護補助者除く) [K]	[G / (日数 × 8)]
夜間看護補助配置数 (必要数) ※10	A/届出区分の数※11
月平均1日当たり夜間看護補助者配置数	[I / (日数 × 16)]
看護補助者(みなし看護補助者を含む)の最小必要数に対する看護補助者(みなし看護補助者を除く)の割合 (%)	[(K/J) × 100]

〔記載上の注意〕

※1 看護師及び准看護師と看護補助者を別に記載すること。なお、保健師及び助産師は、看護師の欄に記載すること。看護部長等、専ら病院全体の看護管理に従事する者及び外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務、当該保険医療機関附属の看護師養成所等、病棟以外のみに従事する者については、記載しないこと。

- ※2 短時間正職員の場合は雇用・勤務形態の「短時間」に、病棟と病棟以外に従事する場合又は病棟の業務と「専任」の要件に係る業務に従事する場合は、雇用・勤務形態の「兼務」に○を記入すること。
- ※3 看護補助者について、延べ勤務時間のうち院内規定で定めた事務的業務を行った時間が占める割合が5割以上の者は「事務的業務」に○を記入すること。
- ※4 夜勤専従者は「夜専」に○を記入すること。月当たりの夜勤時間が、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟においては16時間未満の者（短時間正職員においては12時間未満の者）、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外においては8時間未満の者は無に○を記入すること。
- ※5 夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代制勤務を行う者（夜勤専従者は含まない）は1を記入すること。ただし、夜勤時間帯に病棟と病棟以外に従事する場合は、1か月間の夜勤時間帯に病棟で勤務した時間を、1か月間の延べ夜勤時間（病棟と病棟以外の勤務時間を含む）で除して得た数を記入すること。
看護職員と看護補助者の勤務実績表をわけて作成しても差し支えない。
- ※6 上段は日勤時間帯、中段は夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数、下段は夜勤時間帯において当該病棟以外で勤務した時間も含む総夜勤時間数をそれぞれ記入すること。
- ※7 次の①から③の者の夜勤時間数を記入すること。
①夜勤専従者、②7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟においては月当たりの夜勤時間が16時間未満の者（短時間正職員においては12時間未満の者）、③7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては月当たりの夜勤時間が8時間未満の者
- ※8 [D]は、当該病棟における「月延べ夜勤時間数」（月延べ勤務時間数欄の中段）の計である。
- ※9 [F]は、看護補助者の業務の欄において「事務的業務」に○を記入した看護補助者のみの「月延べ勤務時間数」の計である。
- ※10 小数点以下切り上げとする。
- ※11 「届出区分の数」とは、当該区分における看護配置密度（例えば10対1入院基本料の場合「10」、25対1急性期看護補助体制加算の場合「25」、夜間30対1急性期看護補助体制加算の場合「30」）をいう。
- ※12 医療機関がこの様式に準じた独自様式にて提出する場合は、様式左上に「別紙10」、様式右上に「※受付番号_____」を記載すること。
- ※13 受付番号は記載しないこと。

有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床
入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類

		区 分	病 床 数	入 院 患 者 数		備 考
				届 出 時	1 日 平 均 入院患者数	
入 病 院 床 患 者 及 び 数	総 数		床	名	名	1 日 平 均 入 院 患 者 数 算 出 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
	内 訳	一般病床	床	名	名	
		療養病床	床	名	名	
看 護 要 員 数			看 護 師 ・ 准 看 護 師		看 護 補 助 者	
			入院患者に 対する勤務	入院患者以 外との兼務	入院患者に 対する勤務	入院患者以 外との兼務
	総 数	名	名	名	名	
	内 訳	一般病床	名	名	名	名
		療養病床	名	名	名	名
	上記以外の勤務		名		名	
勤 務 形 態 (該当するものに○印) (時間帯を記入)		時 間 帯 区 分				
		当直制		交代制		その他
		(: ~ :)		(: ~ :)		(: ~ :)
有床診療所入院基本料の 夜間緊急体制確保加算に 係る夜間の緊急体制確保 の実施の有無		(有 ・ 無)				

[記載上の注意]

- 1 一般病床の区分欄には1から6のいずれかを記入する。
- 2 療養病床の区分欄には「入院」又は「特別」を記入する。
- 3 療養病床、その他の病床及び外来との兼務を行う場合の看護要員の人数については、時間割比例計算により算入する。
- 4 印刷は片面印刷とすること。
- 5 受付番号については、記載しないこと。

有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料
の施設基準に係る届出書添付書類（看護要員の名簿）

	職 種	氏 名	勤 務 形 態	勤 務 時 間
一 般 病 床				
療 養 病 床				

[記載上の注意]

- 1 「職種」欄には、看護師、准看護師、看護補助者の別を記載すること。
- 2 「勤務形態」欄には、常勤、パートタイム等及び外来との兼務等の勤務形態を記載すること。
- 3 「勤務時間」欄には、パートタイム等のものについては、1日当たりの平均勤務時間を記載すること。
- 4 印刷は片面印刷とすること。
- 5 受付番号については、記載しないこと。

以下の質問に対して、該当する数字を選択し、太線枠内に記載してください。

1. 震災前から看護職員不足ですか。	【0. はい 1. いいえ】		
2. 震災前より看護職員が何人減っていますか。	【 人】		人
3. 何人看護職員が確保されれば、特例措置を利用しなくて済みますか。	【 人】		人
4. 看護職員の採用活動は行っていますか。	【0. はい 1. いいえ】		
5. 看護職員の確保に活用しているものはありますか。 【1. 求人公告 2. ナースセンター 3. ハローワーク 4. 有料職業紹介所】			
6. 新規採用者は、増えていますか。増えた場合はその人数を教えてください。	【0. はい 1. いいえ】		人
7. 看護補助者の求人はいしていますか。	【0. はい 1. いいえ】		
8. 看護職員の超過勤務は、増えていますか。	【0. はい 1. いいえ】		
9. 看護職員の退職者は、増えていますか。 増えた場合はその人数を教えてください。	【0. はい 1. いいえ】		人
10. 退職の主な理由は何ですか。【1. 避難 2. 心理的要因 3. 家族の都合 4. その他】 看護職員の長期休職者は、増えていますか。 増えた場合はその人数を教えてください。 休職の主な理由は何ですか。【1. 避難 2. 心理的要因 3. 家族の都合 4. その他】	【0. はい 1. いいえ】		
11. 看護職員の復帰や採用のために必要な体制整備は何ですか。 【1. 住居 2. 保育所 3. 交通機関 4. こころのケア 5. その他()人】			
12. 特例措置の継続は必要ですか。	【0. 不要 1. 必要】		人
13. 看護職員の労働環境の現状と課題について【自由記載】			

(別紙11)看護職員用 質問票

※受付番号

※貴医療機関に勤務する看護職員(1名(看護管理を除く))について回答願います。
以下の質問に対して、該当する数字を選択し、太線枠内に記載してください。

1. 超過勤務は、震災以降増えていきますか。	【0. はい 1. いいえ】
2. 夜勤回数は、震災以降増えていきますか。	【0. 減った・変わらない 1. 増えた】
3. 2の質問の回答が1の人のみ回答してください。	【0. 月1回程度 1. 月2回以上】
4. 研修参加は、震災以降増えていきますか。	【0. はい 1. いいえ】
5. 健康状態は、震災以降変化しましたか(体調が不良となりましたか)。	【0. はい 1. いいえ】
6. 震災以降の週休は確保出来ていますか。	【0. はい 1. いいえ】
7. 震災以降の有休は確保出来ていますか。	【0. はい 1. いいえ】
8. 特例措置の継続は必要ですか。	【0. 不要 1. 必要】
9. 看護職員の労働環境の現状と課題について【自由記載】	